省　令

○総務省令第九十一号

災害対策基本法（昭和三十六年法律第二百二十三号）第百二条第一項の規定に基づき、災害対策基本法第百二条第一項の徴収金等の範囲を定める省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十八年十一月十一日　総務大臣　山本　早苗

災害対策基本法第百二条第一項の徴収金等の範囲を定める省令の一部を改正する省令

災害対策基本法第百二条第一項の徴収金等の範囲を定める省令（昭和三十七年自治省令第二十三号）の一部を次のように改正する。

第一条第二項第一号中「普通税」の下に「、同条第五項の規定により指定都市等（同法第七百一条の三十一第一項第一号の指定都市等をいう。）が課する事業所税並びに同法第五条第六項第一号の規定により市町村が課する都市計画税」を加える。

第二条第七号を同条第八号とし、同条第六号の次に次の一号を加える。

七　附則第二十項を次のように改める。

2　平成二十八年熊本地震による災害についての第二条の規定の適用については、同条中「八号に掲げるもののほか、これらに類する対策」とあるのは、「八号に掲げるもののほか、これらに類する対策（九州地方整備局長が前中小企業等グループの施設の復旧整備に対し特別の助成を行うものに限る。）」とする。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

告　示

○国家公安委員会告示第五十七号

次の公告国際テロリストについて、公告された事項に変更があったので、国際連合安全保障理事会決議第千二百六十七号等を踏まえ我が国が実施する国際テロリストの財産の凍結等に関する特別措置法（平成二十六年法律第百二十四号）第三条第二項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十八年十一月十一日　国家公安委員会委員長　松本　純

1　名簿記載者公告番号　ＱＩ―59（ヤジド・スファト（YAZID SUFAAT））

⑴　変更前

住所　Taman Bukit Ampang, State of Selangor, Malaysia（2009年４月現在）

名簿に記載された年月日　2003年９月９日（2004年５月３日、2008年２月１日、2009年８月10日、2010年１月25日及び2011年５月16日に改訂）

その他参考となるべき事項　安全保障理事会決議1822（2008年）に基づく見直しは2009年６月19日に終了した。ＩＤ番号：640120-01-5529。

⑵　変更後

住所　(a)Taman Bukit Ampang, State of Selangor, Malaysia（以前の住所）　(b)Malaysia（2013年以来刑務所内）

名簿に記載された年月日　2003年９月９日（2004年５月３日、2008年２月１日、2009年８月10日、2010年１月25日、2011年５月16日及び2016年10月11日に改訂）

その他参考となるべき事項　ジュマ・イスラミーヤ（ＱＥ―27）の設立メンバーで、アル・カーイダ（ＱＥ―１）の生物兵器計画に従事し、2001年９月11日の米国におけるアル・カーイダのテロ攻撃に関与した者を支援し、支援を行い、ジュマ・イスラミーヤの爆弾テロ作戦に関与していた。2001年から2008年まで、マレーシアで投獄されていた。2013年にマレーシアで逮捕され、テロ活動に関する情報の報告に不備があったとして、2016年１月に懲役７年の刑を宣告された。刑期は2020年２月までである。安全保障理事会決議第1989号（2011年）に基づく見直しは2014年３月６日に終了した。写真はインターポール（国際警察刑事機構）・国連安全保障理事会特別手配書に含まれているものを利用可能。ＩＤ番号：640120-01-5529。

2　名簿記載者公告番号　ＱＩ―73（モハメド・アミーン・モスタファ（MOHAMED AMIN MOSTAFA））

⑴　変更前

国籍　不明

名簿に記載された年月日　2003年11月12日（2005年９月９日、2007年６月７日及び2011年５月16日に改訂）

その他参考となるべき事項　2012年１月15日の解除までイタリアの行政管理措置下に置かれている。安全保障理事会決議1822（2008年）に基づく見直しは2010年６月21日に終了した。

⑵　変更後

国籍　イラク

名簿に記載された年月日　2003年11月12日（2005年９月９日、2007年６月７日、2011年５月16日及び2016年10月25日に改訂）

その他参考となるべき事項　2012年１月15日の解除までイタリアの行政管理措置下に置かれている。安全保障理事会決議第1822号（2008年）に基づく見直しは2010年６月21日に終了した。

3　名簿記載者公告番号　ＱＩ―131（ヒラリオン・デル・ロザリオ・サントス三世（HILARION DEL ROSARIO SANTOS Ⅲ））

⑴　変更前

名簿に記載された年月日　2008年６月４日（2011年12月13日に改訂）

その他参考となるべき事項　ラジャ・ソレイマン運動（ＱＥ―52）の創始者及び指導者であり、アブ・サヤフ（ＱＥ―２）と関係がある。2011年５月時点でフィリピンにおいて拘留されている。安全保障理事会決議1822（2008年）に基づく見直しは2010年５月13日に終了した。

⑵　変更後

名簿に記載された年月日　2008年６月４日（2011年12月13日及び2016年10月25日に改訂）

その他参考となるべき事項　ラジャ・ソレイマン運動（ＱＥ―52）の創始者及び指導者であり、アブ・サヤフ（ＱＥ―２）と関係がある。2011年５月時点でフィリピンにおいて拘留されている。安全保障理事会決議第1822号（2008年）に基づく見直しは2010年５月13日に終了した。

4　名簿記載者公告番号　ＱＩ―209（アナス・ハサン・ハッサーブ（ANAS HASAN KHATTAB））

⑴　変更前

称号　アミール（Amir）

出生地　Damascus, Syria

国籍　不明

名簿に記載された年月日　2014年９月23日

その他参考となるべき事項　レバントの人々のためのアル・ヌスラ戦線（ＱＥ―61）の管理運営上のアミール。ＩＤ番号：00351762055。

⑵　変更後

称号　不明

出生地　Damascus, Syrian Arab Republic

国籍　シリア・アラブ共和国

名簿に記載された年月日　2014年９月23日（2016年10月25日に改訂）

その他参考となるべき事項　レバントの人々のためのアル・ヌスラ戦線（ＱＥ―61）の管理運営上のアミール。

○国家公安委員会告示第五十八号

次の公告国際テロリストが、国際連合安全保障理事会決議第千二百六十七号等により設置された委員会の作成する名簿から抹消されたので、国際連合安全保障理事会決議第千二百六十七号等を踏まえ我が国が実施する国際テロリストの財産の凍結等に関する特別措置法（平成二十六年法律第百二十四号）第三条第二項において準用する同条第二項の規定に基づき告示する。

平成二十八年十一月十一日　国家公安委員会委員長　松本　純

氏名　ナーセル・アブドルカリーム・アブドゥッラー・アル・ワヒーシー（NASIR ʻABD-AL-KARIM ʻABDULLAH AL-WAHISHI）

名簿に記載された年月日　2010年１月19日（2014年４月15日、2015年６月15日及び2016年６月24日に改訂）

名簿記載者公告番号　ＱＩ―154